

島根県報

第一、四四三号

平成十五年二月十二日

(水曜日)

目次

規則	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(長寿社会課)	一
告示	生活保護法の規定による介護機関の指定	()	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	二
	結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	()	三
	保安林の指定	(森林整備課)	三
	保安林の指定の解除	()	四
	特定調達公告	()	四
	緊急時連絡用電話ファクシミリシステムの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	(環境政策課)	四

公布された条例等のあらまし

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(規則第三号)
- 規則の概要
- 生活保護法による保護申請書(様式第十二号)に添付する同意書の様式を整備することとした。

二 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十二年島根県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
様式第十三号の別添の中

「保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人に報告を求めるとに同意します。」

「保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めるとに同意します。」

また、貴福祉事務所の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者		実施する事業		訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 幸久の家	大田市大田町吉永一五八五・三	居宅介護支援事業	幸久の家 居宅介護支援事業所	大田市大田町吉永一五八五・三	平成十四年十二月一日
有限会社 幸久の家	大田市大田町吉永一五八五・三	居宅介護支援事業	幸久の家 デイサービスセンター	大田市大田町吉永一五八五・三	平成十四年十二月一日
有限会社 幸久の家	大田市大田町吉永一五八五・三	居宅介護支援事業	ひかわ生協ヘルパーステーション・あおぞら	大田市大田町吉永一五八五・三	平成十四年十二月一日
ひかわ医療生活協同組合	簸川郡斐川町大字直江町四九一―一	訪問介護		簸川郡斐川町大字直江町一〇二〇番地	平成十四年十二月一日

島根県告示第百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 陽だまり	通所介護	指定通所介護事業所 陽だまり	益田市赤城町一番四〇号	平成十五年二月一日

島根県告示第百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指 定 年 月 日
日本調剤灘町薬局	松江市灘町一〇四	平成十四年十一月五日
出雲薬局	出雲市姫原一丁目五・六	平成十四年十一月七日

ハープ薬局本庄店	松江市本庄町五三一	平成十四年十二月二日
桜江歯科医院	邑智郡桜江町大字川戸一〇二・五	平成十四年十二月二十七日
調剤薬局ケイ	安来市赤江町一四四七・一	平成十五年一月一日
調剤薬局ケイ十神店	安来市南十神町一四・一	平成十五年一月一日
医療法人福田内科医院	松江市北堀町三三・二三	平成十五年一月一日
医療法人板垣医院	出雲市里方町八七二	平成十五年一月一日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二・二	平成十五年一月一日
医療法人順正会すみかわクリニック	益田市東町二・九	平成十五年一月一日
田井診療所	飯石郡吉田村大字深野六一・四	平成十五年一月六日

島根県告示第百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
日本調剤灘町薬局	松江市灘町一〇四	平成十四年十二月三日

福田内科医院	松江市北堀町三三・二三	平成十四年十二月三十一日
板垣医院	出雲市里方町八七二	平成十四年十二月三十一日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二・二	平成十四年十二月三十一日
すみかわクリニック	益田市東町二・九	平成十四年十二月三十一日
田井診療所	飯石郡吉田村大字深野七一・二	平成十五年一月五日

島根県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林の所在場所
 - 那賀郡弥栄村大字田野原三二九、八二八の一から八二八の三まで
 - 二 指定の目的
 - 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第百十八号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字小坂一〇六五の六、一〇六五の八、一一四五の六から一一四五の八まで、一一四七の三から一一四七の五まで、一一四九の二〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地となるため

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成15年2月12日

島根県知事 澄田信義

1 物品等の名称及び数量

緊急時連絡用電話フアクシミニシステム 一式
(機器調達、設置、配線、調整、保守等一式)

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

島根県環境生活部環境政策課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成15年1月27日

4 落札者の氏名及び住所

和幸電通株式会社 代表取締役 山下裕國 島根県松江市古志原二丁目22番14号

5 落札金額

670,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年12月17日

平成十五年二月十二日印刷
平成十五年二月十二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町 島根県印刷所
松江市学園南

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)